

R5年度も補助金制度を継続します！！ 寮の増改築や手当の増額も引き続き対象！

【新規高卒者等住居支援促進事業】佐賀県内の企業が対象

新規高卒者を採用して 住む場所を支援したら

最大

月1万5千円を補助！



遠方に住んでいる高校生を採用したいけど
求人を出しても応募がない・・・

住む場所を支援することで
採用につながる可能性があります

高校生が県外企業への就職を決めた理由では、「寮が完備されているから」
という回答が **44.7** % (平成30年度高校生へのアンケート結果：県教育庁)

活用事例 ★社員寮の新設・増設・改築
 ★住宅手当制度の新設・手当額の増額

本事業を活用された企業様の声

「社員寮改築決定の後押しになった！」
「住宅手当見直しのいい機会になった！」



令和5年4月から受付開始！

【補助対象者】

佐賀県内に就業場所を有する事業所

【補助要件】

- ①直近の高校への求人数が、令和2年度までの採用数を超えている
- ②令和3年4月1日以降に寮や住宅手当などの住居支援制度を新設
又は拡充（※1）
- ③通勤圏外（※2）から新規高卒者等（※3）を採用して住居支援を実施
- ④住居支援を受けた採用者が佐賀県内に居住

※1 拡充とは、社員寮等の増設若しくは住環境の機能向上に資する改築又は住宅手当の増額。

※2 通勤圏外とは、就業地への距離が概ね20km以上若しくは就業地まで要する時間が概ね30分以上の居住地です。（これ以外に通勤困難な事情がある場合はご相談ください）

※3 新規高卒者等とは、高校又は高校と同等と認められる学校を卒業して3年以内の者です。

【補助対象経費】

- ・社員寮や社宅の運用に係る建築・修繕費、委託費、賃借料、水道光熱費
- ・住宅手当の支給に係る給与費
- ・その他知事が必要と認める経費

【補助率・補助上限額】

補助率：2/3以内

補助上限額：採用者1人毎に月15,000円又は年180,000円

【補助期間】

採用者毎に最長で採用日から2年間

本補助金の詳細については、ホームページでご確認ください。申請書類などのダウンロードもこちらのページからできます。

新規高卒者等住居支援



詳細はこちら→



佐賀県

佐賀県産業労働部産業人材課

☎0952-25-7310

✉sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp